年金・生命保険

永住すると決めたならば、心配になってくるのは、将来を保償する年金や保険について。今回は、さまざまな年金・保険について専門家に聞いた。

Q.米国の公的年金にはどのようなものがありますか?

A.米国の公的年金はソーシャルセキュリティーのみで、米国で働いて40クォーター(10年間)ソーシャルセキュリティー税を払った人は、退職年齢(リタイアメントエイジ)になると引き出せるようになります。受給額はソーシャルセキュリティー税を払った期間、支払った額などによって変わってきます。

早く受給したい場合は、62歳から引き出すこともできる。70歳まで受給開始の時期を延ばすと、受給額は増えます。受給資格は、1937年以前に生まれた人は65歳が満期で満額を受給することができます。それ以降に生まれた人の満期年齢は徐々に上がり、1960年以降に生まれた人の満期年齢は67歳に引き上げられます。

Q.日本の国民年金とはどう違いますか。

A.仕組みはほとんど同じですが、日本の場合は25年間、掛け金を払い続けなければ受給資格を得られません。米国では10年間です。また、日本の国民年金は掛け金を払い続けた年数が同じならば、掛け金の額も受給額も一律ですが、米国では納める税金の額も受け取る額も、その人の収入に応じて変わります。

米国で合法的に働く資格がある人がソーシャルセキュリティー番号を取得して、10年以上米国にソーシャルセキュリティー税を納めれば、受給資格を得ることができます。

受給金額はその人の収入に応じて異なります。例を挙げると、2014年現在66歳で10年間ソーシャルセキュリティーを払った人の場合、受け取れる額は最低で1カ月971ドル、最高で2642ドルです。ソーシャルセキュリティーの支払額には上限があり、どんなに収入があっても無制限に支払額が増えるわけではなく、従って、受給額にも上限があるのです。

Q.米国の個人年金にはどのようなものがありますか?

A.米国政府が認めている個人積立型年金と呼ばれるものに、IRA、Roth IRA、企業が福利厚生として用意する401(k)などがあります。会社によっては401(k)にマッチング制度があり、毎月口座に入れる金額の3%(会社によって異なり、提供していない会社もある)会社が上乗せしてくれます。

会社員でも自営業者でも、収入があれば、これらのいずれかの個人年金に加入でき、また、専業主婦でも扶養家族として年金を納めていれば入ることができます。

これらの個人積立型年金を始めるには、まず、銀行、証券会社、保険会社で口座を開設して、そこにお金を入れて貯めていきます。401(k)の場合は、企業が口座を開設してくれます。お金は毎月入金することもできますし、ボーナスが出たときなどに、一括でまとまった額を入れることもでき、また何歳からでも始めることができるなど、自由度が高いのが特徴です。

一般の銀行預金やCD(定期預金)となどとは異なり、IRAの場合は年間5500ドルまで、401(k)の場合は17500ドルまで入金が可能で、税金が控除され、しかも税金の支払いが繰り延べされるなどの大きな利点がありますが、59歳半以前に引き出すと10%の罰金が科せられます。税金は繰り延べされているので、引き出したときに支払うことになります(Roth IRAは除く)。ソーシャルセキュリティー受給金と足して年金として使うのが一般的です。

Q.アニュイティーとは何ですか。

A.アニュイティーは保険会社が販売している個人年金で、生命保険と年金保障が付きますが、手数料がかかります。59歳半までは引き出すことができず、引き出すと10%の罰金が科される点や、税金が先送りされる点は、前述の米国が認めている個人積立型年金と同じです。

何歳からでも始められ、税金繰り延べで、入金時に税金控除をしない分、引き出すときに利子にのみ税金がかかります。元本に税金がかからない点が引き出し時の大きなメリットです。

Q.他にリタイア後の生活の備えになるオプションはありますか?

A.ある程度資金を持つリタイアした人に人気があるのが「ミュニシパル・債券(Municipal Bond)」です。州が発行する債券で、リタイアした人が自分が住む州のボンドを購入すると、利子に対して市税、州税、連邦税がタックスフリーになります。

Q.日米社会保障協定とは何ですか?

A.2005年から施行されている日米間での協定です。従来、日本からの駐在員は在米期間が2~3年と短いため、当地でソーシャルセキュリティー税を払いながらも、受給資格を得るには期間が足りず、この間に支払った分が掛け捨てになっていました。

この協定により「一方の国の年金受給要件の最低加入期間が足りない場合は、相手国の年金制度の加入期間を合算できる」「短期(5年以内)の滞在しか見込まれない労働者は、滞在相手国の年金制度に加入しなくてもよい」ということになりました。

Q.日本で任意で加入している国民年金保険は、米国に住んでいても受給できますか?

A.ソーシャルセキュリティーには、「Windfall Elimination Provision」という規定があります。これは日本の年金を受給する場合、ソーシャルセキュリティーの受給額が減るというものです(日米どちらも受給資格がある場合)。これは、米国国外でソーシャルセキュリティー税が発生しない仕事により受給資格を得た年金が対象で、厚生年金、共済年金がこれに当たります。

日本の国民年金保険や保険会社の生命保険は、個人積立であるため、それには該当しません。ですので、海外在住者は任意で国民年金保険を支払続け、受給資格があれば、満期に満額を受け取れます。

また日本に帰国後も保険料を払い続ければ、米国の保険も受け取ることができます。

年金、保険などは個々の資産などにより状況は異なりますので、専門家に相談することをお勧めします。

日米社会保障協定とは

・2005年から施行されている日米間の社会保障に関する協定。

・一方の国の年金受給要件の最低加入期間が足りない場合は、相手国の年金制度の加入期間を合算できる。

短期(5年以内)の滞在しか見込まれない労働者は、滞在相手国の年金制度に加入しなくてもよいと決められている。

Windfall Elimination Provisionとは

ソーシャルセキュリティーに関して決められている規定。日本、および米国以外の年金を受給する場合、ソーシャルセキュリティーの受給条件を満たしていても、受給額が減るというもの。受給額は各自の条件によって異なる。対象となるのは、米国国外でソーシャルセキュリティー税が発生しない仕事に従事したことにより受給資格を得た年金。日本の国民年金保険や保険会社の生命保険は該当しない。

お話を聞いた人
比嘉啓子さん
ファイナンシャルコンサルタント
Sunlly Associates, Inc.
641 Lexington Ave.
Suite 1326 (at 54th St.)
keiko.higa@hkateadvisors.com
www.hkateadvisors.com